

1. 調査の背景・目的

女性は我が国の有権者の約52%を占めるが、地方議会議員に占める女性の割合は、特別区議会では30.2%である一方、都道府県議会では11.6%、市議会では16.2%、町村議会では11.3%である。また、女性が1人もいない地方議会は、市議会では29、町村議会では269も存在する。

「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）では、政治分野における女性の参画拡大に向けて地方議会の取組を進めるため、

- すべての市区町村議会において出産が欠席事由として明文化されるよう要請する
- 出産に係る産前・産後期間にも配慮した会議規則の整備や育児・介護等の欠席事由としての明文化が促進されるよう要請する
- 会議規則における出産・育児・介護等に伴う欠席規定の整備状況等を調査し見える化等を行うとしている。

これを受け、令和3年1月に、女性活躍担当大臣・内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会に対して、標準会議規則の改正の検討を要請し、各議長会は1月下旬から2月上旬にかけ標準会議規則を改正した。

本調査は、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」※（令和3年6月16日政府決定）も踏まえ、本年7月1日時点における整備の進捗状況を確認するため調査を行ったものである。

なお、本年6月に改正された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」においては、国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする両立支援のための体制整備に関する取組を積極的に進めることができる環境整備を行うものとされている（第8条）。

※ 女性活躍・男女共同参画の重点方針2021（抄）

Ⅱ 女性の登用目標達成に向けて～「第5次男女共同参画基本計画」の着実な実行～

（1）政治・行政分野

政治分野における男女共同参画の推進

各地方議会における出産に係る産前・産後期間にも配慮した会議規則の整備状況について、令和3年7月1日時点の状況を新たに調査し、調査結果を公表する。

2. 調査の概要

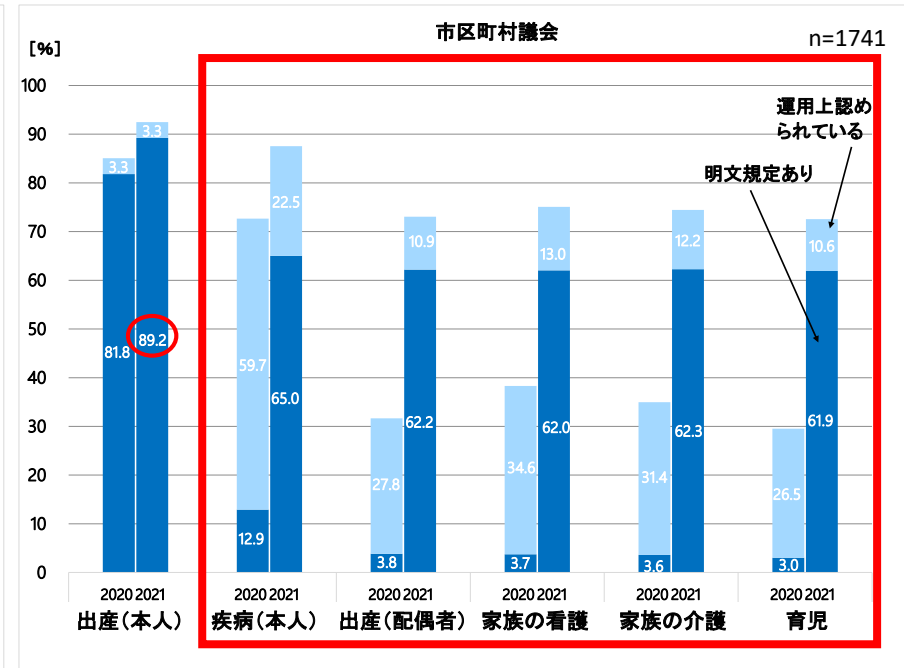
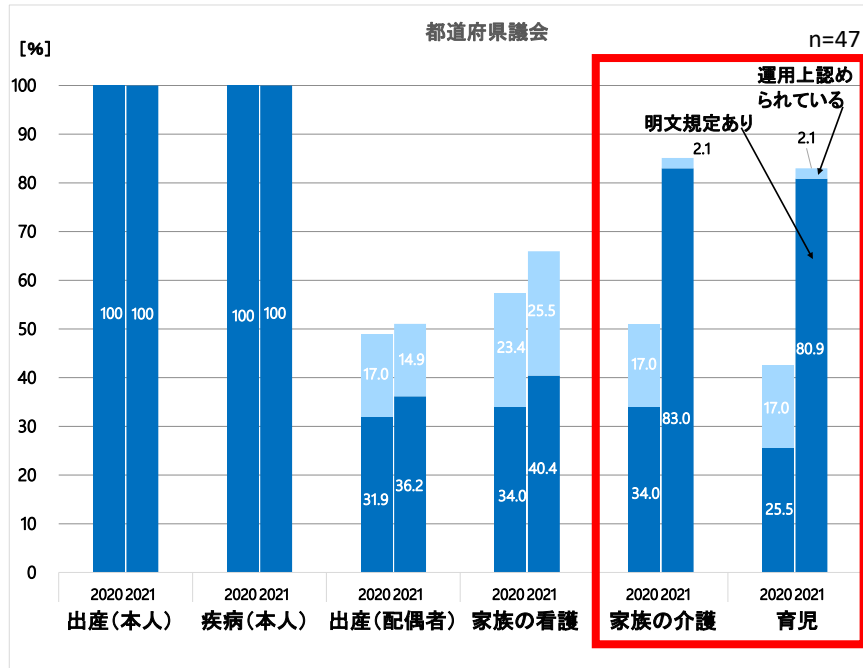
調査時点は令和3年7月1日現在。昨年度調査は令和2年4月1日時点。

対象議会数は、都道府県議会：47 市区町村議会：1,741（今年度も昨年度も同じ）

3. 調査結果の概要

I 議会における欠席事由の整備状況

- 都道府県議会においては、**育児及び家族の介護**を欠席事由として明文化している議会の割合が、昨年度から大きく増加し、いずれも全体の**約8割**となった。
- 市区町村議会においては、**出産**を欠席事由として明文化している議会が増加し、全体の**約9割**となった（いまだ明文の規定がない議会は188）。出産以外の欠席事由については、**育児、家族の介護のほか、本人の疾病や配偶者の出産、家族の看護**についても大きく増加し、いずれも全体の**6割を超えた**。



	出産(本人)		疾病(本人)		出産(配偶者)		家族の看護		家族の介護		育児	
	2020	2021	2020	2021	2020	2021	2020	2021	2020	2021	2020	2021
運用上	0	0	0	0	8	7	11	12	8	1	8	1
明文化	47	47	47	47	15	17	16	19	16	39	12	38

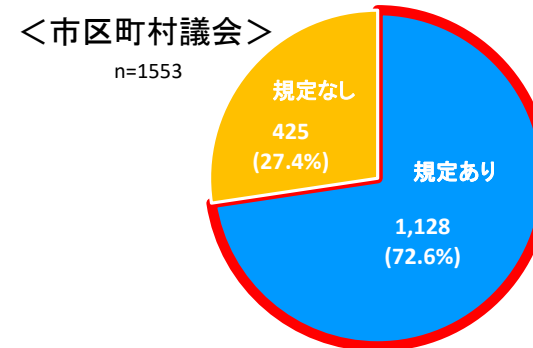
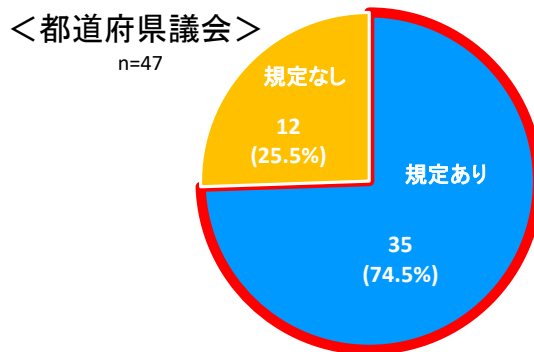
	出産(本人)		疾病(本人)		出産(配偶者)		家族の看護		家族の介護		育児	
	2020	2021	2020	2021	2020	2021	2020	2021	2020	2021	2020	2021
運用上	57	57	1,040	392	484	189	602	227	546	212	461	185
明文化	1,424	1,553	225	1,132	67	1,083	65	1,080	63	1,084	53	1,078

地方議会における両立支援に係る会議規則の整備状況について

3. 調査結果の概要

Ⅱ 出産を欠席事由として明文化している議会における産前産後期間の規定の有無

- 出産を欠席規定として明文化している議会において、**産前産後期間について具体的な規定を設けている議会**は、都道府県議会では全体の**35議会**（約75%）^{※※}、市区町村議会では全体の**1,128議会**（約73%）となっている。



※※ 全国都道府県議会議長会が2021年7月16日時点で実施した調査では、産前産後期間について具体的な規定を設けている議会は5議会増え、40議会（85.1%）であった。

Ⅲ 出産を欠席事由として明文化している議会のうち産前産後期間の規定がある議会における欠席可能期間

- 出産を欠席規定として明文化しており、かつ、産前産後期間について具体的な規定を設けている議会（調査結果Ⅱ参照）においては、都道府県議会、市区町村議会共に**全数**が、**労働基準法第65条に定める期間相当の期間**を定めている。

【参考】労働基準法

第65条 使用者は、六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。

2 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。

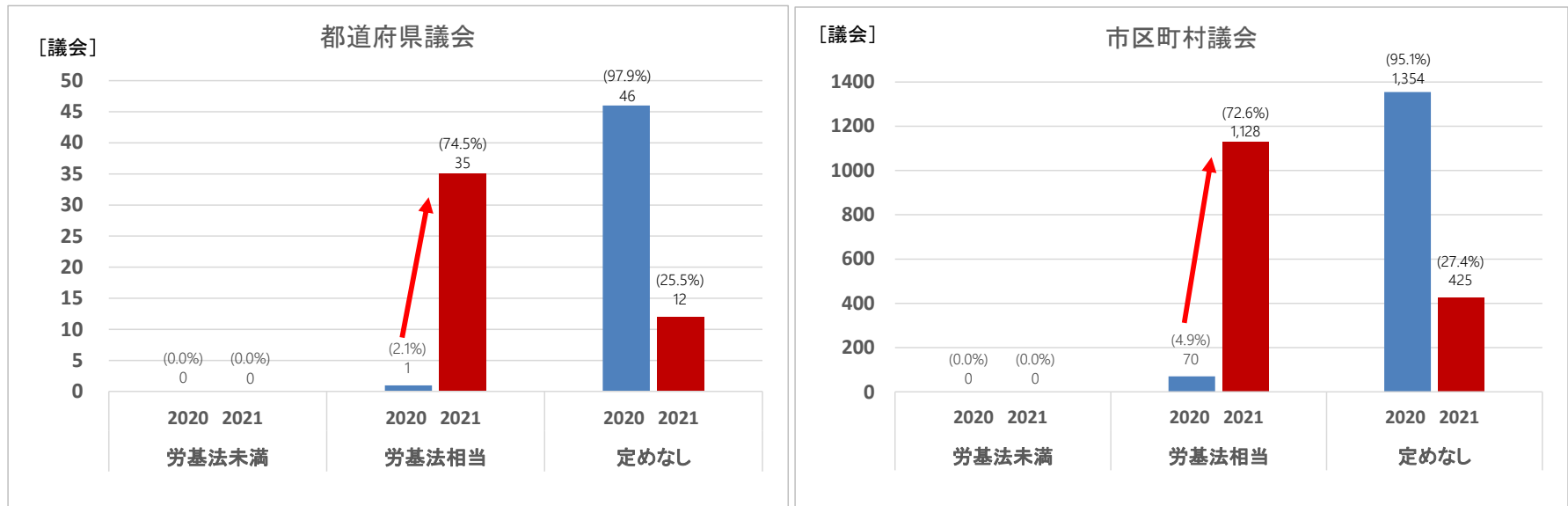
（備考）本調査では、欠席可能な期間が具体的に定められているか、定められている場合当該期間が労働基準法第65条に定める期間に満たないものか否かを調査するため、「1 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い」、「2 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である」、「3 期間の定めはない」のいずれの選択肢に当たるかを調査している。労働基準法第65条に定める期間相当の期間を定めている議会とは、「2 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である」と回答した議会を指す。

地方議会における両立支援に係る会議規則の整備状況について

3. 調査結果の概要

(参考) 会議規則の整備による出産による欠席可能期間への影響

- 規則に定めがある場合のほか運用上の取扱いも含めて、出産により欠席が可能な期間をみると、都道府県議会、市区町村議会のいずれにおいても、労働基準法相当であるとした議会が大幅に増加し、期間の定めなしとする議会が大きく減少した。
- 今回調査において欠席可能期間が労働基準法相当である議会は、すべて産前産後期間について規則に規定を設けている議会であったことを踏まえると（調査結果Ⅲ参照）、**標準会議規則の改正を踏まえ、各議会の会議規則に産前産後期間を明記する改正が進められたことにより、多くの議会で労働基準法相当の期間欠席が可能であることが明確になった**といえる。



(備考) 議員の出産を欠席事由として明記した規定があると回答した議会について、欠席可能期間別に議会数を集計したもの。
議員の出産を欠席事由として明記している都道府県議会数は47（2020年度も同じ）、市区町村議会は1,553（2020年度は1,424）
かつこの割合は、同年度の調査における全体に占める「労基法未満」、「労基法相当」、「期間の定めなし」それぞれの議会の割合。